

松山市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付申請チェックシート

| | | | | |
|----------------------------------|-------|-----|------|--|
| 申請者氏名 | ※市記入欄 | | | |
| | 審査2 | 審査1 | 通し番号 | |
| 手続代行者名（業者名および担当者名） 連絡先（ ） | | | | |

【書類全般におけるお願い】

- ・令和6年度の様式を使用してください。（ただし、請求書以外は令和5年度の様式を使用できます。）
- ・書類の記入はボールペンなど、消すことができないものを使用してください。
- ・鮮明で内容が確認できる書類を提出してください。
- ・記入を間違えた場合は二線で訂正して下さい。（修正液等での訂正はできません。）
- ・追加の添付書類や書類の差し替えが必要になる場合があります。

特殊な事情がある場合は、事前にご相談ください。

| チェック欄 | 必要書類一覧（この順番に重ねてご提出ください） | |
|-------------------------|--|--|
| | このチェックシート | |
| | 「松山市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付申請書」 | |
| | 「松山市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付申請に伴う確認書」 ※申請区分がリース会社の場合は必要 | |
| 添付書類（必要書類を確認して添付してください） | | |
| ①※ | 「法人の登記事項証明書」の原本又はコピー ※申請区分が法人・リース会社の場合は必要 ※申請区分がリース会社の場合で車両の使用者が法人の場合も必要 | 発行日から3か月以内のもの |
| ② | 領収書のコピー ※申請区分が個人・法人の場合でリースの場合は不要 ※申請区分が個人・法人の場合で購入の場合やリース会社申請の場合は必要 | 代金の領収が確認できること ※ローン購入の場合は販売会社からクレジット会社等宛ての領収書で、申請者の車両であることが分かること ※宛名が連名等の場合は「補助金申請等にかかる権限の委任状」が必要 |
| ③ | 購入の場合は 「注文書」又は「契約書」のコピー | 双方の記名等があり、注文又は契約が確認できること →車両本体価格（値引含む）が確認できること |
| | リースの場合は ・「リース契約書」のコピー ・「貸与料金の算定根拠明細書」 | →リース契約額が確認できること |
| ④ | 「車検証（自動車検査証）」のコピー | ※普通自動車の場合は「車検証（自動車検査証）」と「自動車検査証記録事項」のコピーが必要 ※ミニカーの場合は「標識交付証明書」と「新品証明書」が必要 |
| ⑤ | カタログ等のコピー | 一充電走行距離（WLTCモード）が確認できること ※上記の値がない場合はWLTPモード ※上記の全ての値がない場合はJC08モード ※上記の全ての値がない場合はNEDCモード |
| ⑥ | カラー写真（1）車の正面 ※白黒不可（2）車の側面 | 4輪の車であることが確認できること ナンバープレートが確認できる（読みとれる）こと |
| ⑦ | 確認書 | 車両の使用者が記入 |
| ⑧ | 請求書 | 請求書の氏名・住所は申請書の氏名・住所と同じであること ※口座名義が申請者でない場合は「補助金受領にかかる委任状」が必要 |

電気自動車・燃料電池自動車導入補助金

【申請受付期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※予算がなくなり次第、締め切ります。

初度登録日が
~R6.3.31までの
様式です。

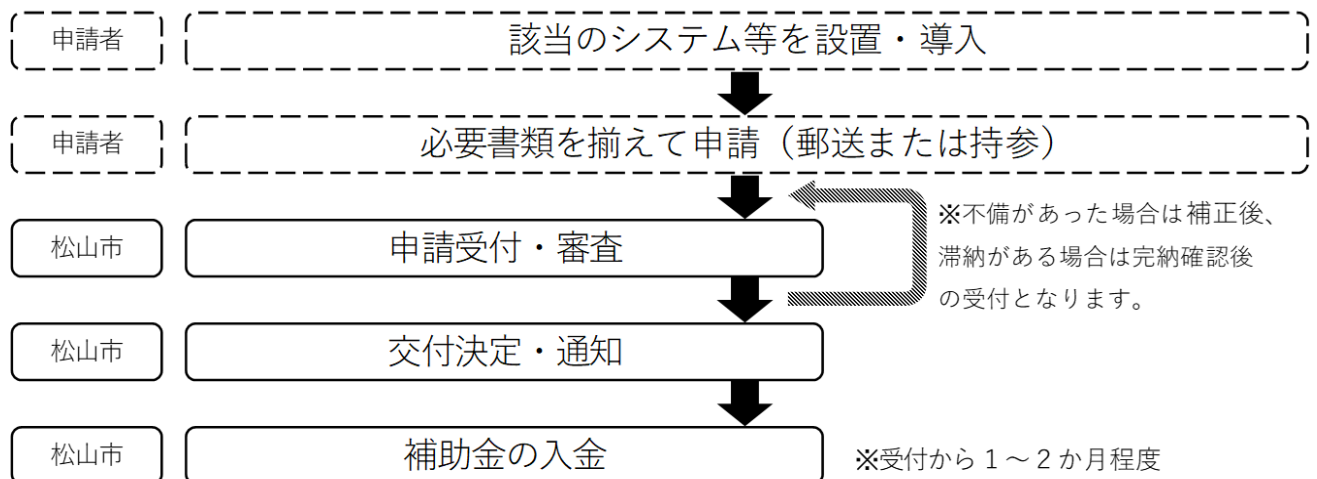
補助金額 上限 **200,000円**

申請要件チェック

- (1) 松山市税の納め忘れがないこと
- (2) 該当車両が松山市の他の補助金の交付を受けていないこと
- (3) 暴力団員でないこと
- (4) クリーンエネルギー自動車の導入について松山市に補助金申請するのはその車両で初めてであること
- (5) クリーンエネルギー自動車の導入について松山市に補助金申請するのは申請する車の使用者につき同一年度内で1回であること
- (6) 該当車両の車検証にある「使用の本拠の位置」が松山市内であること
- (7) 該当車両が4輪の新車であること
- (8) 該当車両の車検証にある「燃料の種類」が”電気”又は”圧縮水素”であること
- (9) 該当車両が事業用自動車（路線バス・タクシー等）又は販売促進のために使用する自動車（展示車・試乗車等）でないこと
- (10) 該当車両の初度登録日を含む一年以内であること
- (11) 申請区分が個人の場合
申請者・車両の使用者・代金の支払者（リース契約者）が同一の名義で、松山市内に住所を置いていること
- (12) 申請区分が法人の場合
申請者・車両の使用者・代金の支払者（リース契約者）が同一の名義で、松山市内に事業所があること
- (13) 申請区分がリース会社の場合
車両の使用者は松山市内に住所を置いている又は事業所があること
リース総額から補助金相当額を引き下げてリース契約していること

特殊な事情がある場合は、事前にご相談ください。

手続きの流れ



<お問合せ・提出先> 松山市役所 環境モデル都市推進課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2

電話：089-948-6437 FAX：089-934-1861

※郵送でも受け付けますが、窓口優先となっています。